

神奈川県立保健福祉大学障がいのある学生への支援基本方針

1 基本的な考え方

神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という。）のミッションである「ヒューマンサービス」は、対象となる「その人」が「その人」らしく生きられるように、専門職同士が連携して、誰もが大切にされる社会をめざし、人々とともに幸福を追求していこうという考え方です。

その考え方の基、全ての学生が、障がいの有無によって分け隔てられることのない学校を作ることを目的としています。

この目的を達成するため、障がいのある学生が、その障がいを理由とした不利益が生じないように、合理的な配慮を講じます。

2 定義

障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の障がい（以下「障がい」という。）がある学生であって、障がい及び社会的障壁（障がいのある学生にとって教育を受ける上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に相当な制限を受ける状態にあるものを言います。

3 障がいのある学生の支援に関する基本的な考え方

本学は、障がいがある学生に対し障がいのない学生と同等の学修環境を実現するよう努めます。また、障がいのある学生から授業等について配慮してほしい旨の申し出があった場合は、障がいを理由とした不利益が生じないように可能な限り合理的な配慮を行います。

合理的配慮とは

- ・ 本人からの意思の表明に基づくもの
- ・ 障がいの特性や具体的場面・状況に応じて、社会的障壁の除去のために、「個別」に必要となるもの
- ・ 体制面や財政面において大学に「過重な負担」を課さないもの

4 障がいのある学生への支援について

本学は、学生からの申し出に基づき、入学試験・授業・試験・研究指導・実習・就職・大学行事への参加等について合理的配慮の申し出があった場合は、障がいのある学生の支援ニーズと意見を尊重した上で、関係する学内委員会や事務局と協議し、合理的配慮の提供に努めます。

5 相談窓口

キャンパス名	横須賀キャンパス	川崎キャンパス	横浜キャンパス
入学試験に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <学部> ・学部入試担当部 <大学院> ・企画・地域貢献課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスイノベーション ンスクール担当課 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践教育部
授業・試験に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <学部> ・教務委員 ・学年担任 ・教務学生課 <大学院> ・研究指導教員 ・教務学生課 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員 ・ヘルスイノベーション ンスクール担当課 	<ul style="list-style-type: none"> ・課程担当教員 ・実践教育部
学生生活に関する こと（授業・試験に 関することを除く）	<ul style="list-style-type: none"> <学部> ・学生委員 ・学年担任 ・教務学生課 ・学生相談室 <大学院> ・研究指導教員 ・教務学生課 ・学生相談室 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員 ・ヘルスイノベーション ンスクール担当課 ・学生相談室 	<ul style="list-style-type: none"> ・課程担当教員 ・実践教育部 ・学生相談室
障がいを理由に 不当に差別され たとき	<ul style="list-style-type: none"> ・人権倫理委員会委員 ・企画・地域貢献課 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権倫理委員会委員 ・ヘルスイノベーション ンスクール担当課 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権倫理委員会委員 ・企画教務部